

京都経済センター貸事務室・会議室・

オープンイノベーションカフェ・駐車場使用要項

1 貸事務室使用要項

第1 貸事務室

別表「京都経済センター入居団体（部屋番号・家賃）一覧」参照

第2 募集条件

(1) 家賃

10,700円／坪又は15,300円／坪 ※月額単価（共益費・税込）

<家賃の目安>

- ① 中小企業の振興発展に積極的に寄与し公益性の高い事業を実施する団体については、低額家賃（10,700円／坪）とする。

<例>

- ・ 中小企業振興等に関する法律に設立根拠がある団体、公益法人
- ・ 事業協同組合など行政庁の認可に基づき設立された中小企業団体
- ・ 中小企業支援や行政協力に実績のある一般社団法人・一般財団法人

- ② 上記以外の団体については、月額家賃を15,300円／坪とする。

(2) 保証金

家賃の3カ月分（契約時に納付）

(3) 契約期間

5年間の定期借家契約（再契約あり）

第3 応募者の資格等

京都府内に主たる事業所を有する非営利目的の中小企業団体や中小企業の支援を行う団体、その他（施設活用団体）が特に認める団体

2 会議室使用要項

第1 使用の不承認

次の各号のいずれかに該当するときは使用を認めない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 京都経済センターの施設若しくは附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 京都経済センターの管理上支障があると認めるとき。

第2 会議室使用料

会議室使用料は、別表「京都経済センター会議室利用料金表」を上限に設定することとする。（なお、別表中では貸出時間を午前、午後、夜間の区分で区切っていますが、時間単位での貸出や、Web 会議料金を上限額以内で提案していただくことも可能です。）会議室等の使用者は、使用料を 10 日前までに前納するものとする。ただし、（施設活用団体）が特に認める場合はこの限りではない。また、次の各号のいずれかにも該当しないときは、一般の利用者の使用料を適用する。

- (1) 経済センターに入居している団体
- (2) その他（施設活用団体）が特に認める団体

- 2 府の施策に密接に関係する事業等を行う場合等の使用料は、府と協議の上、上記の取扱によらないものとする。

第3 附属設備使用料

附属設備の使用料は、会議室使用料と同時に前納しなければならない。

- 2 附属設備の使用料は、別表「附属設備使用料一覧」を参考に設定することとする。

第4 会議室等の使用可能日

会議室等が使用できる日は、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで及び 1 月と 6 月の最終日曜日を除く日とする。

第5 会議室等使用の予約

会議室等使用の予約は、貸会議室予約サイトにより受付けるものとする。

- 2 会議室等使用の予約は、使用日の 12 カ月前からとする。ただし、（施設活用団体）が特に認める場合はこれに限らない。
- 3 予約の受付は、令和 9 年 3 月までは（公財）京都産業 21 において行うものとするが、令和 9 年 4 月以後は（施設活用団体）において行うものとする。

3 オープンイノベーションカフェ使用要項

第1 使用承認

オープンイノベーションカフェにおける行事等使用承認に関する業務については、京都府が指定する団体に委任する。

第2 オープンイノベーションカフェの使用料

オープンイノベーションカフェの使用料は原則無料とする。

第3 オープンイノベーションカフェの使用可能日

オープンイノベーションカフェが使用できる日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び1月と6月の最終日曜日を除く日とする。

4 駐車場使用要項

第1 駐車場運営事業者との使用契約

駐車場を管理する、駐車場運営事業者と使用契約を締結する。

- 2 駐車場運営事業者より、駐車場運営業務により得た収益について、配分が受けられるものとする。

第2 バイク駐輪場利用者への指導等

バイク駐輪場の利用に当たって安全対策等として、以下のとおり、利用者への指導について遵守する。

- (1) 定められた場所に全て配置し、走行距離も最短になるよう配慮する。
 - (2) 転倒防止対策として、転倒等で他者に迷惑をかけないようにバリカーを設置し、駐輪中の転倒防止のため、スタンドは確実にかける。
 - (3) 駐車場内では、最徐行の上、マナーを守って十分に注意して走行する。
 - (4) 入退場は他車の入退場を妨害することなく整列し、他の車両や歩行者の間をすり抜ける等の危険走行を行わない。
 - (5) 天災地変、他の区画の利用者との事故、盗難等に関して自己責任であり貸主は免責となる。
- 2 前項の安全対策等の遵守について、管理組合に対し文書をもって誓約し、押印するものとする。

第3 駐車場利用者の使用契約

駐車場を利用する入居団体は、駐車場運営事業者と使用契約を締結する。

- 2 支払いは、入居団体から駐車場運営事業者に行うものとする。
- 3 施設活用団体は、入居団体と駐車場運営事業者の間の調整を行うものとする。